

4/28
日福

日本国憲法前文

権力の暴走抑止

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、**政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることを防止し、平和を維持し、国民の権利義務を擁護し、この憲法の規定を厳格に遵守することを決意し、ここに自衛権の行使による自衛行為を必要としないことを宣言し、この憲法を確定する。**そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、永久の平和を願ひ、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてある国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

自民改憲草案(関連表記抜粋)

日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家。

「国家」を多用

日本国民は、**国家の利益を擁護し、この憲法の規定を厳格に遵守することを決意し、ここに自衛権の行使による自衛行為を必要としないことを宣言し、この憲法を確定する。**基本的な人権を尊重するとともに、和

を尊び、家族や社会全体が互いに助け合つて国家を形成する。
日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここに、この憲法を制定する。

日本国民は、国家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

前文・用語注釈

- 協和＝心を合わせて仲良くすること
- 恵沢＝恩恵、喜ぶべきこと
- 主権＝国家の意思を最終決定する最高権力
- 詔勅＝天皇の出す公文書
- 隷従＝服従すること
- 偏狭＝偏った考えにとらわれ、度量が狭いこと